

大村市立学校施設使用規則をここに公布する。

令和5年7月20日

大村市教育委員会  
教育長

大村市教育委員会規則第4号

### 大村市立学校施設使用規則

(目的)

第1条 この規則は、大村市立小学校及び中学校の学校施設（以下「学校施設」という。）を学校運営に支障のない範囲内で、スポーツ、社会教育、地域活動等のために使用する上で必要な事項を規定し、もって学校施設の適正な管理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 大村市立学校の用に供している土地、建物及び備品をいう。
- (2) 小学生クラブ 第4条に規定する登録をするもので、市内の小学生在が所属するクラブとして大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から承認を受けているクラブをいう。
- (3) 一般クラブ 小学生クラブ以外で第4条に規定する登録をするクラブをいう。

(管理)

第3条 この規則の学校施設の使用に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

- 2 校長は、この規則の実施に関して一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用できる学校施設は、教育委員会が指定するものとする。

(登録)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ大村市立学校施設使用登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が指定する学校施設予約システム（以下「予約

システム」という。)を使用して登録を申請する場合、登録申請者は、登録申請書の提出を省略することができる。

- 3 教育委員会は、第1項の申請が提出された場合であって、申請内容を承認するときには、大村市立学校施設使用登録承認書(様式第1号。以下「登録承認書」という。)を登録申請者に交付することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、予約システムを使用して登録の申請がある場合は、当該システムにおいて登録処理を行うことにより、登録を承認したものとする。この場合において、教育委員会は、登録承認書の交付を省略し、登録を承認する電子メール(以下「登録承認メール」という。)を送信するものとする。
- 5 教育委員会は、第1項又は第2項の申請が、市内の小学生が所属するクラブとしての申請である場合であって、申請内容を相当と認めるときには、小学生クラブとして承認しなければならない。

(登録の変更・廃止)

第5条 前条第3項又は第4項に規定する登録の承認を受けた者(以下「登録の承認を受けた者」)は、登録内容を変更し、又は登録を廃止する場合は、速やかに大村市立学校施設使用登録変更・廃止届(様式第2号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録の承認を受けた者は、予約システムを使用して、登録内容を変更し、又は登録を廃止することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。
  - (1) 偽りその他不正の申請に基づき登録を受けたとき。
  - (2) 使用許可の条件に著しく違反したとき。
  - (3) 1年以上学校施設の使用がないとき。
  - (4) その他登録団体として不適当と認める事由があるとき。

(使用の申請)

第6条 学校施設を使用しようとする者は、第4条第3項又は第4項の承認を受けた後、大村市立学校施設使用申請書(様式第3号。以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校施設の使用を予約システムで申請する場合は、使用申請書の提出を省略することができる。
- 3 教育委員会は、前2項の規定に基づく申請を受けた場合であって、相当と認めるとき

に限りこれを許可することができる。この場合において、委員会は条件を付することができる。

- 4 教育委員会は、前項に規定に基づき使用を許可するときは、大村市立学校施設使用許可書（様式第3号。以下「許可書」という。）を使用申請者に交付することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、予約システムを使用して、申請を受け付けた場合は、当該システムにおいて使用許可の処理を行うことにより、使用を許可したものとする。この場合において、教育委員会は許可書の交付を省略し、使用許可の電子メール（以下「使用許可メール」という。）を送付するものとする。
- 6 第3項の規定により、学校施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、学校の職員から許可書（予約システムを利用して使用の申請を行った者については、使用許可メール）の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 7 使用者は、この権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用の取消）

第7条 使用者は、許可された内容を取り消す場合は、直ちに教育委員会に大村市立学校施設使用許可取消申請書（様式第4号。以下「取消申請書」という。）に第5条第4項に規定する許可書の写しを添えて提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、取消申請書の内容について、相当と認めるときは、大村市立学校施設取消許可書（様式第4号。以下「取消許可書」という。）を交付する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、使用者は予約システムを使用して許可された内容を取り消す場合は、取消申請書の提出を省略することができる。この場合において、教育委員会は取消許可書の交付を省略し、取消許可の電子メールを送信するものとする。

（申請期間）

第8条 使用者は、次の各号に掲げる期間に前2条に規定する申請をすることができる。

- (1) 小学生クラブは、使用しようとする日の2か月前の初日から使用しようとする日の前々日までの期間において、申請することができる。ただし、使用できるのは19時までで、申請できる学校施設は小学校に限るものとする。
  - (2) 一般クラブは、使用しようとする日の1か月前の初日から使用しようとする日の前々日までの期間において、申請することができる。
  - (3) 前2号にかかわらず教育委員会が特に必要と認める期間
- 2 第1項第1号及び第2号に規定する前々日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、大村市職員の勤務時間その他の勤務

条件に関する条例（昭和26年大村市条例第53号）第5条に規定する年末年始の休日又は大村市立小中学校管理規則（昭和40年大村市教委規則第1号）第2条の2第1項第5号に規定する学校閉庁日（以下「休日・学校閉庁日等」という。）の場合は、その日前において、その日に最も近い休日・学校閉庁日等でない日までに、申請しなければならない。

（使用許可時間）

第9条 学校施設を使用できる時間は、次の各号に掲げる時間とする。

- (1) 大村市立小中学校管理規則（昭和40年大村市教委規則第1号）第2条の2に規定する学校の休業日 6時から22時まで
- (2) 第1号以外の日 16時から22時まで
- (3) 前2号にかかわらず委員会が特に必要と認める時間

（使用の禁止）

第10条 第6条の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を認めないものとする。

- (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持又はこれに反対するための使用及びその他政治的活動のための使用
- (2) 特定の宗教を支持又はこれに反対するための使用及びその他宗教的活動のための使用
- (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めたときの使用
- (4) 危険若しくはき損のおそれがあると認められる使用
- (5) 第15条に規定する納期限までに電気料の支払いがない使用
- (6) 教育委員会が別に定める遵守事項を守らない使用

（使用の中止）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の使用の許可を変更又は取消することができる。

- (1) 許可の条件又は指示を遵守しないとき
- (2) 前条の事由が生じたとき
- (3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき
- (4) 教育委員会において緊急でやむを得ないと認めたととき

2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を変更又は取消するときは、大村市立学校施設使用許可取消等通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。ただし、

緊急の場合については、この限りでない。

(使用者の弁償責任)

第12条 使用者が故意又は過失によって施設又は設備をき損し、若しくは亡失した場合は、教育委員会の指示に従い直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(電気料)

第13条 学校施設の電気を使用する場合、その実費相当額(別表)を徴収する。

2 電気の使用時間が1時間未満の場合は、1時間相当の料金を徴収する。

3 電気の使用時間が1時間を超える場合において、その超過時間が30分以内であるときは、1時間当たりの単価の2分の1の金額、超過時間が30分を超えるときは、1時間相当の金額を徴収する。

4 前3項の規定にかかわらず、体育館を2団体が同時に半面ずつ使用する場合は、各使用者について、それぞれ別表単価の2分の1の額を適用する。

5 小学生クラブが学校施設を使用又は公益上特に必要と認める使用の場合は、電気料を徴収しない。

(電気の使用時間の変更手続)

第14条 一般クラブは、使用許可を受けた電気使用時間と異なる使用をした場合は、使用日の翌月の5日までに大村市立学校施設電気使用時間変更報告書(様式第6号。以下「電気変更報告書」)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実際に使用した電気の使用時間を教育委員会が指定する入力フォームに入力し、使用日の翌月の5日までに送信する場合は、電気変更報告書の提出を省略することができる。

3 前2項に規定する使用日の翌月の5日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和26年大村市条例第53号)第5条に規定する年末年始の休日(以下「休日等」という。)の場合は、その日後において、その日に最も近い休日等でない日までに、電気変更報告書を提出又は第2項に規定する入力フォームに送信しなければならない。

4 第1項又は第2項に規定する時間の変更を教育委員会が相当と認めるときは、電気使用時間を変更する。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、電気変更報告書の提出がない場合は、学校施設を使用していない場合においても、事前に許可された電気使用時間に相当する電気料

を支払わなければならない。また、電気使用時間を追加している場合は、教育委員会が指示する電気料を支払わなければならない。

(電気料の納期限)

第15条 教育委員会は、1か月単位で電気料を計算し、一般クラブに納付書を送付する。

2 一般クラブは、使用した月の翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、翌月の末日が休日等の場合は、その日後において、その日に最も近い休日等でない日まで支払わなければならない。

(実施細則)

第16条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(大村市立学校体育施設解放使用規則及び大村市立学校使用規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 大村市立学校体育施設解放使用規則(昭和50年大村市教委規則第5号)

(2) 大村市立学校使用規則(昭和51年大村市教委規則第1号)

(経過措置)

3 この規則による許可の申請は、令和5年12月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係る許可の申請については、なお従前の例による。

別表

学校名	施設の種類	1時間当たりの単価
大村市立三浦小学校	体育館	130円
大村市立鈴田小学校	体育館	100円
大村市立大村小学校	体育館	130円
大村市立東大村小学校	体育館	100円
大村市立三城小学校	体育館	130円
大村市立中央小学校	体育館	170円
大村市立西大村小学校	体育館	130円

大村市立萱瀬小学校	体育館	1 1 0 円
大村市立竹松小学校	体育館	1 7 0 円
大村市立福重小学校	体育館	1 3 0 円
大村市立松原小学校	体育館	1 0 0 円
大村市立放虎原小学校	体育館	1 0 0 円
	多目的教室 1	4 0 円
	多目的教室 2	3 0 円
大村市立旭が丘小学校	体育館	1 0 0 円
大村市立富の原小学校	体育館	1 0 0 円
大村市立黒木小学校	体育館	7 0 円
大村市立玖島中学校	体育館	2 6 0 円
	武道場	1 2 0 円
大村市立西大村中学校	体育館	1 7 0 円
	武道場	9 0 円
大村市立萱瀬中学校	体育館	1 3 0 円
大村市立郡中学校	体育館	1 9 0 円
	武道場	9 0 円
大村市立大村中学校	体育館	2 6 0 円
	武道場 1 階	6 0 円
	武道場 2 階	6 0 円
大村市立桜が原中学校	体育館	2 6 0 円
	武道場	1 2 0 円